

# 神戸市省エネ設備更新補助金 募集要領 (申請の手引き)

神戸市経済観光局経済政策課  
2026年5月版

# 目次

目次	1
概要	2
制度の目的	2
補助の内容	2
申請の流れ	2
補助対象となる事業者	3
対象事業者	3
対象外の事業者	4
補助対象となる事業	5
対象設備	5
対象設備の詳細	5
対象事業の要件	7
補助金の交付額	8
補助率・金額	8
対象経費	8
対象外の経費	8
補助金の申請手続き	9
申請期間	9
①交付申請の方法	10
②設備更新の実施	12
③実績報告の方法	13
④補助金の受領	13
財産処分の制限	14
交付決定の取消し・調査の実施	14
注意事項	15
お問い合わせ	15
お問い合わせ（コールセンター）	15
ホームページ	15

## 概要

### 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を受ける市内事業者への支援として、国の重点支援地方交付金を活用して実施します。

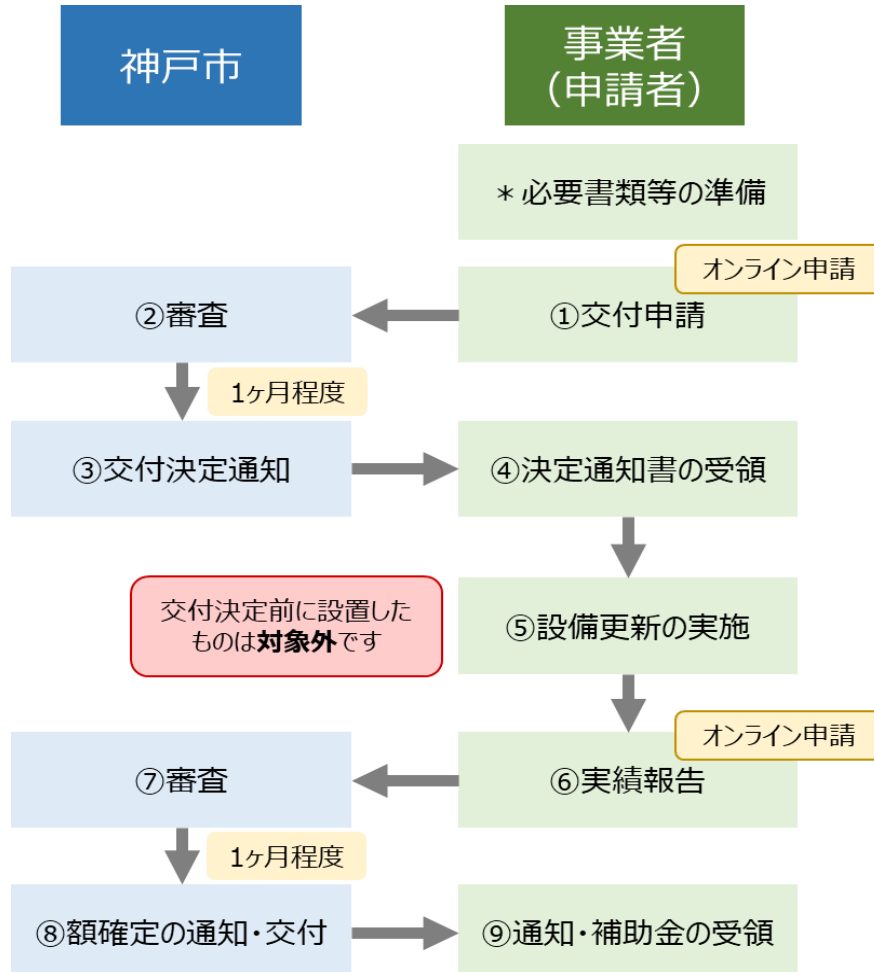
事業活動に使用する設備の省エネ化を促進することで持続的なコスト削減を実現し、新たな設備投資や従業員の賃上げ等による経営基盤の強化を促進し、市内経済の活性化に繋げていくことを目指します。

### 補助の内容

- 対象者 神戸市内に事業所を置く中小企業者・中堅企業者 →p. 3
- 対象経費 業務用設備の更新に係る経費（新規導入は対象外です） →p.7-8
- 対象設備 業務用高効率空調、業務用給湯器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、LED 照明（所定の要件を満たすものに限る） →p. 5 - 6
- 補助率・額 対象経費の 1/2、下限 15 万円～上限 50 万円 →p. 8
- 補助件数 800 件程度（予算額の上限に達し次第、交付申請の受付を終了します）

※申請は、1 事業者につき、1 回のみです

### 申請の流れ



## 補助対象となる事業者

### 対象事業者

#### 次のすべての要件に該当する事業者

- ① 中小企業者、または中堅企業者（個人事業主を含む）であること（\*<sup>1</sup>）
- ② 神戸市内に事業所（\*<sup>2</sup>）を有していること
- ③ 神戸市税（法人：法人市民税、個人：個人市民税）の納税義務者（非課税、課税免除、減免等となる者も含む）であること
- ④ 神戸市税に滞納および未申告の税がないこと

（\*<sup>1</sup>）

【中小企業者】 中小企業基本法第2条に基づき、下記いずれかの要件を満たす法人または個人事業主

業種	定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※業種分類の詳細については中小企業庁ページをご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

【中堅企業者】 産業競争力強化法に基づき、常時使用する従業員の数が二千人以下の会社及び個人（中小企業者を除く。）とする。

<注意> 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、など、会社法上の会社に該当しない者は対象外となります。

（\*<sup>2</sup>）

- ・ 事業所とは、自身が事業活動を営んでいる、事務所・営業所・店舗・工場・農家などを指します。
- ・ なお、住居兼事務所は、事業所部分と居住部分が明確に区別できないため、原則として対象外です。ただし、一部例外として認められる場合がありますので、詳しくは「よくある質問」をご覧ください。

## 対象外の事業者

---

対象事業者の要件を満たしている事業者であっても、次の**いずれかに該当する場合は、対象外**となります。

- ① みなし大企業（\*<sup>1</sup>）
- ② 神戸市における暴力団の排除の推進にかかる条例に規定する暴力団または暴力団員である者
- ③ 暴力団等と密接な関係を有する事業者
- ④ 暴力団等が経営に事実上参画している事業者
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者
- ⑦ その他、神戸市が補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと判断した事業者

（\*<sup>1</sup>）みなし大企業とは、次のいずれかに該当する事業者とします。

- ・ 発行済株式の総数または出資金額の 1/2 以上を同一の大企業が所有しているもの
- ・ 発行済株式の総数または出資金額の 2/3 以上を複数の大企業が所有しているもの
- ・ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の 1/2 以上を占めているもの

## 補助対象となる事業

### 対象設備

補助対象となる設備は、次の区分のとおりです。

※これ以外の設備は補助対象となりませんのでご注意ください。

設備区分	要件
業務用高効率空調	下記①～③のいずれかに該当すること
業務用給湯器	
冷凍冷蔵設備	
産業用モータ	
LED 照明	① 国の「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」で、補助対象設備としてカタログ掲載されている製品
	② トップランナー基準を達成する製品 ※業務用製品に限る
	③ グリーン購入法調達基準に適合する製品 ※業務用製品に限る
	蛍光灯等から LED への交換 ※照明器具本体の更新工事を伴うものに限る（電球のみの交換、バイパス工事による更新は対象外です）

### 対象設備の詳細

① 国の「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」で、補助対象設備としてカタログ掲載されている製品

- ・（一社）環境共創イニシアチブのホームページで公表されている設備一覧からご確認ください。

<https://sii.or.jp/setsubi07r/search/>

『指定設備』補助対象設備一覧

『指定設備』の補助対象設備を検索できます。

※製品の詳細仕様については、メーカーの製品情報をご確認いただくか、メーカーへお問い合わせください。

※補助対象設備であっても、交付決定前に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

令和8年5月13日時点

※低炭素工業炉および産業用モータのうちインバータについては補助対象設備ですが製品型番登録を行っていません。

また、圧縮機(コンプレッサ)を除く産業用モータについては製品型番登録されていない設備であっても申請可能です。（トップ性能枠におけるモータ単体は除く）

申請を検討されている方は、公募要領をご確認ください。

※令和7年度補正予算 省エネ・非化石転換補助金の(Ⅰ)工場・事業場型、(Ⅱ)電化・脱炭素燃焼型については、こちらから設備を選択し申請いただくことも可能です。

但し、(Ⅱ)電化・脱炭素燃焼型については「産業ヒートポンプ」「業務用ヒートポンプ給湯器」「高性能ボイラ」「高効率コージェネレーション」「低炭素工業炉」「その他S I I が認めた高性能な設備のうち一部」のみが補助対象となります。

メーカー強化枠の補助対象設備はGX要件を満たしたメーカーが製造する設備です。

GX要件を満たしたメーカーについては以下よりご確認ください。

[「GX要件を満たしたメーカー」一覧](#) ※随時更新

指定設備の補助対象となる「その他S I I が認めた高性能な設備」については以下よりご確認ください。

[「その他S I I が認めた高性能な設備」一覧](#) ※随時更新

[メーカー一覧から検索する](#) [条件を指定して検索する](#)

- ・ 神戸市の補助対象となるのは、「高効率空調」「業務用給湯器」「冷凍冷蔵設備」「産業用モータ」です。（LED 照明は、カタログ製品に限らず対象となります）
- ・ カタログ掲載製品であることが分かる資料を、交付申請時に添付してください。

## ②トップランナー基準を達成する製品

- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき定められた性能基準の達成率（「省エネ基準達成率」）が100%以上の製品が該当します。
- ・補助対象となるのは「エアコンディショナー」「ガス温水機器」「石油温水機器」「ヒートポンプ給湯器」「電気冷蔵庫」「電気冷凍庫」「交流電動機」の対象範囲に該当する製品です。（LED照明は、すべて対象となります）
- ・**家庭用製品は除きます**。業務用製品のみが対象です。
- ・基準を達成していることが分かる資料（カタログの該当箇所等）を、交付申請時に添付してください。

【参考】基準達成ラベルの例（出典：資源エネルギー庁）

※ラベルの表示がない場合は、メーカーや販売店等にお尋ねください。

資源エネルギー庁が運営する情報サイトもご参照ください（<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>）



## ③グリーン購入法調達基準に適合する製品

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針において定められた判断基準に適合する製品が該当します。
- ・補助対象となるのは「業務用エアコンディショナー」「業務用ヒートポンプ式電気給湯器」「ガス温水機器」「石油温水機器」の判断基準に該当する製品です。（LED照明は、すべて対象となります）
- ・**家庭用製品は除きます**。業務用製品のみが対象です。
- ・基準に適合していることが分かる資料（カタログの該当箇所等）を、交付申請時に添付してください。

※グリーン購入法調達基準に適合していることを示すラベルやマーク等はありません。カタログ等に記載がない場合は、メーカーや販売店等にお尋ねください。

## 対象事業の要件

### 次のすべての要件を満たす事業

- ① 神戸市内の事業所で、現に使用している設備の更新であること（※新規設置・導入は対象外）
- ② 事業活動に専用する、業務用設備の更新であること（※家庭用製品は対象外）
- ③ 事業所の省エネルギー化に資するものであること（1%以上の省エネ効果があること）
- ④ 更新後の設備について、申請者が所有し、電気代・ガス代等を自ら支払うこと
- ⑤ 原則として、交付決定を受けた後に、発注・設置等を行うものであること
- ⑥ 2027年1月31日までに、設置および代金支払いが完了すること
- ⑦ 総額 30 万円（税抜き）以上の事業であること

### ！ 注意事項

- ・ 設備の**新規設置・導入は、対象外**です。既存設備との入れ替えのみ対象になります。
- ・ **家庭用に製造された製品は、事業活動に使用する場合であっても、対象外**です。
- ・ 神戸市に本社がなくても、神戸市内に事業所を有しており、その事業所内の設備更新を行う場合は補助対象です。一方で、神戸市に本社・事業所がある場合でも、神戸市外の事業所における設備更新は補助対象になりません。
- ・ 住居兼事務所など、事業所部分と居住部分が明確に区別できない場合は、「事業活動に専用する設備」と認められないため、原則として対象外です。ただし、事業所と住居でフロアが異なるなど、明確な区別ができる場合は、対象となる場合があります。詳しくは「よくある質問」をご覧ください。
- ・ **建物オーナーの方が、テナント部分や共用部の設備について更新するものは、自身が事業活動を営む事業所の省エネ化に該当しないため、対象外**です。
- ・ **1 事業者につき複数の設備を更新することができます。**上限数は7つまでとします（LED 照明の更新は一式で1つと数えます）。
- ・ リースで調達するもの、中古品の調達は対象外です。
- ・ 交付決定を受ける前に設置完了された設備は、すべて対象外です。

### ！ 発注先・見積合わせ

- ・ 神戸市内経済の活性化のため、可能な限り、市内事業者（\*<sup>1</sup>）への発注をお願いします。
- ・ 1 事業者への発注金額が **100 万円（税抜き）を超える場合、見積合わせ**が必要です。この場合、見積合わせに最低 1 社以上、市内事業者を含めてください。

（例）

ケース	見積合わせの要否
A 社への発注金額が 100 万円	必要
A 社への発注金額が 60 万円 + B 社への発注金額が 50 万円	不要
A 社への発注金額が 110 万円 + B 社への発注金額が 30 万円	A 社への発注分についてのみ必要 ※補助金額は 50 万円（上限）です

（\*<sup>1</sup>）神戸市内に事業所を有している事業者のこと

## 補助金の交付額

### 補助率・金額

- 補助対象経費の1 / 2
- 下限 15 万円～上限 50 万円 ※対象経費 30 万円（税抜き）以上が必要です。

#### <特例措置>

次のいずれかに該当する場合は、上限額を 75 万円に増額します（先着 40 件まで）

- ・ 兵庫県・神戸市「ひょうご脱炭素経営スクール」修了企業、または 2026 年度受講決定企業
- ・ （公財）こうべ産業・就労支援財団「カーボンニュートラル支援事業」対象企業、または 2026 年度の支援対象であり 2027 年 1 月 31 日までに SBT 認証取得申請を行う予定である企業

※修了証や決定通知書等の証明書類を、交付申請時に添付していただきます。証明書の紛失によりお手元にない場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

※2026 年度のスクールを修了できなかった場合、または支援が打ち切りとなった場合は、増額分相当を返還いただくことがあります。

### 対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

- 設備本体の購入費
- 設備本体と一体的な付属設備の購入費
- 設置工事費（既存設備の撤去処分費を含む）
- 更新設備の運搬にかかる経費

※見積書には、経費の内訳が明確にわかるように記載してください。 →p.11 参照

### 対象外の経費

対象設備・事業の要件を満たすものであっても、次の経費は**対象外**です。

- ・ 消費税などの公租公課
- ・ 各種保証・保険料
- ・ 購入の際に値引きやポイント利用した場合の値引き額・ポイント利用額
- ・ 自社、親会社・子会社、関連会社、親族等から調達するもの
- ・ 当該設備の販売事業を営んでいない（開業していない）知人等から購入したもの
- ・ 神戸市や他の公的補助制度の交付決定または支払を受けている設備に関する経費
- ・ 諸経費・雑費など内容が不明瞭な経費
- ・ 補助対象・対象外経費が一体的に支払われており区別ができない場合は、補助対象外とします

## 補助金の申請手続き

### 申請期間

#### 第1期

交付申請	2026年6月22日(月) 10時00分 ~ 7月24日(金) 17時00分
実績報告	2026年9月14日(月) ~ 2027年1月31日(日) 17時00分

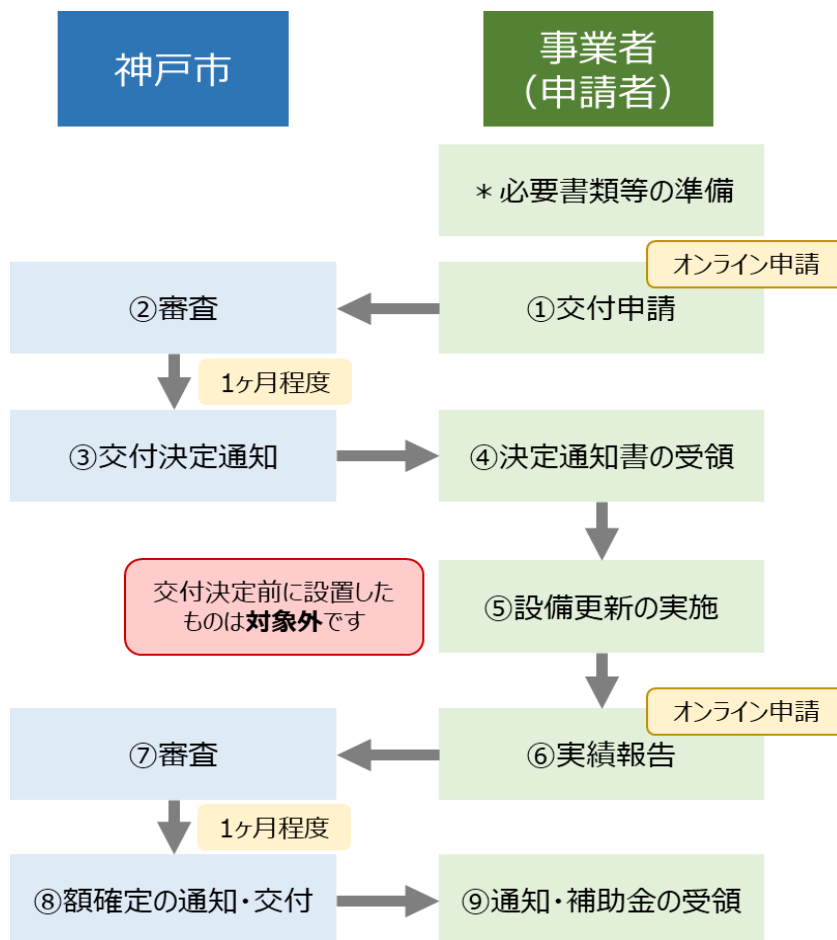
#### 第2期

交付申請	2026年8月3日(月) 10時00分 ~ 9月11日(金) 17時00分
実績報告	2026年9月14日(月) ~ 2027年1月31日(日) 17時00分

### ⚠️ 注意事項

- ・ 交付申請は、先着順となります。第1期、第2期ごとに予算の上限に達し次第、受付を終了します。
- ・ **交付申請は、第1期・第2期を通じて、1事業者につき、1回のみ**です。複数の事業所の設備を更新したい場合も、一括して（一度の手続きで）申請してください。
- ・ 補助金は、実績報告の審査完了後に交付します。

### 申請の流れ（再掲）



## ①交付申請の方法

- ・ オンライン「**e-KOBE 神戸市スマート申請システム**」により申請を受け付けます。
- ・ 神戸市ホームページより、申請フォームにアクセスしてください。

【神戸市省エネ設備更新補助金】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/kobe-syoene2026.html>

※システム操作のマニュアルも、上記ページからご覧いただけます。

※e-KOBE での申請にはアカウントが必要です。アカウントをお持ちでない方は新規登録をお願いします。

（「事業者として登録する」からご登録ください）

## 提出書類

	必要書類	備考
1	交付申請書	オンラインで直接入力
2	誓約・同意書	オンラインで直接入力
3	【法人】 現在事項証明書または履歴事項全部証明書 【個人事業主】 開業届／営業許可証（許可期限内のもの）／確定申告書 （直近のもの）のうち、いずれか1点	
4	【法人】 神戸市の法人市民税 納税証明書（直近1年度分） または、滞納が無いことの証明書 【個人事業主】 神戸市の個人市民税 納税証明書（直近1年度分） または、滞納が無いことの証明書	3か月以内に発行されたもの  ※神戸市税（法人市民税または個人市民税）の納税義務者でない場合は、補助対象外です。
5	見積書 * 購入予定設備の製品名・型番などが明記されていること * 経費の内訳（購入費、設置工事費、運搬費など）ごとの金額が明記されていること * 税抜き額が記載されていること	様式の指定はありません  ※1事業者への発注金額が100万円を超える場合、見積合わせが必要です。
6	購入予定設備のカタログ等 * 対象設備の要件（p.5～6参照）を満たすことを確認できるものを添付	
7	省エネ効果の算定シート	オンラインで直接入力
8	既設設備の写真 * ①設備全体を写したものの、②型番が分かるもの の2種類 * 現に設置されていることの確認に使用します	LED照明で、全体が写真に納まらない場合は、できるだけ広範囲が写るよう撮影してください。

**！ 注意事項**

- ・ 対象設備の要件を満たさない場合、補助金を交付できません。
- ・ p.5-7 の要件を満たしていることをよくご確認のうえ、申請してください。
- ・ **2027年1月31日（日）**までに設置および代金支払いが完了し、実績報告を行っていただく必要があります。**設備更新の納期**を十分ご確認のうえ、申請ください。
- ・ 交付申請は、**第1期・第2期を通じて、1事業者につき、1回のみ**です。  
複数の事業所の設備を更新したい場合も、一括して（一度の手続きで）申請してください。

**！ 見積書の注意点**

- ・ 下記を参考に、必要事項が記載されるよう依頼してください。
- ・ 【神戸市省エネ設備更新補助金】ページに参考様式を掲載していますので、ご活用ください。

見積書						
						2026年〇月〇日
株式会社〇〇				御中		
						<input type="checkbox"/> 株式会社 〒000-0000 神戸市〇〇区□□△-△-△ 電話番号：078-000-0000
<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; display: inline-block;">項目ごとの金額が分かるよう記載してください。</div>						
件名     ●●工場 空調更新工事						
項目	数量	単位	単価	金額（税抜き）	備考	
電気式パッケージエアコン	2	台	300,000	600,000		
メーカー △△株式会社						
型番 xxx000						
リモコン	2	台	10,000	20,000		
メーカー △△株式会社						
取付工事費	1	式	100,000	100,000		
運搬費	1	式	20,000	20,000		
雑費	1	式	50,000	50,000		
値引き	1	式	-50,000	-50,000		
小計				740,000		

## ②設備更新の実施

---

- ・ 交付申請および交付決定の内容通りに、設備更新を実施してください。  
**申請した設備・型番と異なる設備更新や、金額が異なる場合、補助金を交付できません。**

### 申請内容に変更があったとき（変更申請）

- ・ 原則として、交付申請の内容を変更することはできませんが、次の場合は変更が認められます。
- ・ **変更内容が分かった時点で速やかに**変更申請フォームより申請してください。

#### 【変更が認められる場合】

- ・ 申請者情報（住所・名称など）が変更となったとき
- ・ 見積金額に変更があったとき
- ※ 見積金額の増額は、内容によっては変更が認められない場合があります。
- ※ 更新する設備そのものの変更はできません

#### 【変更申請フォーム】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/kobe-syoene2026.html>

- ・ 見積金額の変更で、当初の金額から20%以内の減額となる場合は、変更申請は不要です。  
(実績報告時に、実際にかかった金額を入力してください)
- ・ 事業を中止・廃止するときは、速やかにコールセンターまでご連絡ください。

### ③実績報告の方法

- ・ 設備更新および代金の支払が完了した後、**オンライン「e-KOBE 神戸市スマート申請システム」**により実績報告を行ってください。実績報告の審査完了後、順次補助金を交付します。
- ・ 神戸市ホームページより、申請フォームにアクセスしてください。

【神戸市省エネ設備更新補助金】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/kobe-syoene2026.html>

### 提出書類

	必要書類	備考
1	実績報告書	オンラインで直接入力
2	更新後設備の写真 * ①設備全体を写したもの、②型番が分かるもの の2種類 * 実際に設置されていることの確認に使用します	
3	請求書 * <b>経費の内訳（購入費、設置工事費、運搬費など）が明記</b> されていること。記載がない場合は、 <b>内訳が分かる書類（納品書等）</b> も添付してください	
4	領収書 * 支払いをしたことが分かる書類	

### 注意事項

- ・ 経費の支出（代金支払）が完了した後に、実績報告を行ってください。
- ・ 審査の結果、補助対象外経費が含まれていることが明らかとなった場合、補助金額を変更（減額）することがあります。
- ・ 実績報告の内容に不備があった場合、補正の連絡を行います。**期限内に補正いただけない場合、補助金の交付ができません**ので、速やかに対応下さい。

### ④補助金の受領

- ・ 実績報告の審査完了後、指定の口座に補助金を交付します。
- ・ 補助金の交付後も、納品書や領収書等、経費の収支を明らかにした書類・帳簿を整備し、2032年3月31日まで保存する必要がありますので、ご注意ください。

## 財産処分の制限

- ・ 補助金の交付を受けて取得した設備は、補助金の交付を受けた後も、善良なる管理者の注意をもって使用・管理する必要があります。
- ・ なお、当該設備の耐用年数を経過するまで、処分（補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、担保に供すること）することはできません。
- ・ **やむを得ず処分する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります**ので、必ずご連絡ください。
- ・ 承認にあたっては、補助金の全部または一部に相当する額の納入を求める場合があります。

※耐用年数：減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の規定により算出される耐用年数とします。ただし、5 年を超えるものは「5 年」とします。

## 交付決定の取消し・調査の実施

- ・ 交付申請や実績報告の内容に虚偽があった場合や、交付の条件に反した場合、その他、神戸市補助金等の交付に関する規則第 19 条第 1 項各号に該当するときは、交付決定を取り消すことがあります。
- ・ 上記により交付決定を取り消した場合は、補助金の返還を命じるものとします（加算金を課す場合があります）
- ・ また、事業者名および不正内容を公表する場合がある他、犯罪事案があると思料されるときは刑事告訴を含めた厳正な対応を行います。
  
- ・ 申請内容等に疑義がある場合は、追加資料の提出を求める他、調査を実施することがあります。
- ・ 補助事業の実施状況について疑義が生じた場合、立入調査を実施することがあります。

## 注意事項

### スムーズな審査へのご協力

- ・ 交付申請、実績報告の内容は、随時審査を行います。不備の補正や追加資料の提出を求める場合がありますので、速やかなご対応をお願いいたします。
- ・ 期限内に補正が完了しない場合、補助金の交付ができません。
- ・ 申請内容に変更が生じた場合は、p.12 をご参照のうえ、速やかにお手続きください。


### 神戸市からのお知らせ

- ・ 省エネ施策（セミナー、補助金等）のご案内のため、申請者情報（法人名・屋号、住所、業種、従業員数、資本金、連絡先等）を神戸市の他部署および（公財）こうべ産業・就労支援財団と共有する場合があります。実績報告の際にご案内の希望有無をお伺いしますので、ご回答ください。

## お問い合わせ

### お問い合わせ（コールセンター）

神戸市省エネ設備更新補助金事務局（受託事業者：パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社）

 電話番号：050-5893-2448

 E-Mail：kobe\_syoenesetsubi@os.persol-bd.co.jp

【対応時間】 10:00～17:00（12:00～13:00を除く）、土日祝日を除く

※お問い合わせ先は、2026年6月1日（月）10:00より開設します。  
それ以前にメールでお問い合わせいただいた内容は、6月1日以降に順次回答します。

### ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/kobe-syoene2026.html>

神戸市省エネ設備更新補助金

